

社援基発0124第1号  
平成29年1月24日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

#### 記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、250,000円とする。
2. 事務処理基準の3の（5）の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、22%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター (建設総合指数)	2015年と比較した伸び率
1960 以前	21.0	5.206
1961	23.2	4.707
1962	23.7	4.611
1963	24.4	4.483
1964	25.4	4.295
1965	26.2	4.169
1966	28.1	3.882
1967	29.8	3.668
1968	30.8	3.541
1969	32.8	3.332
1970	34.9	3.131
1971	35.4	3.087
1972	38.6	2.831
1973	48.7	2.241
1974	57.8	1.889
1975	58.5	1.867
1976	63.3	1.725
1977	66.0	1.654
1978	69.6	1.569
1979	77.1	1.416
1980	84.1	1.298
1981	84.4	1.294
1982	84.7	1.290
1983	84.7	1.290
1984	86.5	1.262
1985	86.1	1.268
1986	85.5	1.276
1987	87.1	1.254
1988	88.7	1.231
1989	93.5	1.168
1990	96.7	1.130
1991	99.1	1.102
1992	100.4	1.087
1993	101.0	1.081
1994	101.4	1.077
1995	101.5	1.076
1996	101.8	1.073
1997	102.5	1.065
1998	100.5	1.086

1999	99.6	1.097
2000	99.8	1.094
2001	98.1	1.113
2002	97.1	1.124
2003	97.7	1.117
2004	98.8	1.105
2005	100.0	1.092
2006	102.0	1.071
2007	104.6	1.044
2008	107.9	1.012
2009	104.3	1.047
2010	104.6	1.044
2011	106.2	1.028
2012	104.5	1.045
2013	107.0	1.021
2014	109.8	0.995
2015 以降	109.2	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.094 となる。